

○東京藝術大学音楽学部学生オーケストラ運営委員会要項

〔平成19年9月10日〕  
制 定  
改正 平成25年10月24日

(設置)

第1条 東京藝術大学音楽学部教授会規則第7条の規定に基づき、音楽学部教授会に学生オーケストラ運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(目的)

第2条 この要項は、委員会の組織及び運営の方法その他必要な事項について定める。

(定義)

第3条 この要項において「学生オーケストラ」とは、オーケストラ授業のため、学生を構成員として編成されたオーケストラをいう。

2 この要項において「特別オーケストラ」とは、オーケストラ授業の一環として、学外演奏その他特定の目的のため、臨時に編成された学生オーケストラをいう。

(審議事項)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) オーケストラ授業の運営に関すること。
- (2) 学生オーケストラの演奏技術の向上に関すること。
- (3) 学生オーケストラの学内演奏会及び定期演奏会に関すること。
- (4) 学外演奏（特別オーケストラ）に関すること。
- (5) その他委員会が必要と認めた事項に関すること。

(組織)

第4条 委員会の委員は、教授会構成員のうち、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 器楽科弦楽器専攻から選出された者 2名
- (2) 器楽科管打楽器専攻から選出された者 2名
- (3) 指揮科から選出された者 1名
- (4) 教務委員長
- (5) 芸術活動推進委員長
- (6) 上記に掲げる者の他、委員長が必要と認めた者

2 委員会にオブザーバーとして、教授会構成員のうち、次の各号に掲げる者を参加させる。

- (1) 演奏芸術センターから選出された者 1名
- (2) 上記に掲げる者の他、委員長が必要と認めた者

(任期)

第5条 前条第1項第1号から第3号の委員及び前条第2項第1号のオブザーバーの任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、これらの委員又はオブザーバーに欠員を生じた場合の補欠委員又は補欠オブザーバーの任期は、前任者の残任期間とする。

2 第4条第1項第6号の委員及び第4条第2項第2号のオブザーバーの任期は、

委員長が定める。

(委員長)

第6条 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指名した者が、その職務を代行する。

(副委員長)

第7条 委員会に副委員長を置くことができる。

2 副委員長は、委員のうちから、委員長が指名する者をもって充てる。

3 副委員長は、委員長を補佐する。

(委員会)

第8条 委員会は委員の3分の2以上の出席によって成立し、議事は、出席した委員の過半数の賛成をもって決するものとする。

(委員及びオブザーバー以外の者の出席)

第9条 委員会において必要と認めるときは、委員及びオブザーバー以外の者の出席を求めて、その意見を聴くことができる。

(報告)

第10条 委員会で審議した事項は、教務委員会及び芸術活動推進委員会に報告するものとする。

(庶務)

第11条 委員会の庶務は、音楽学部教務係において処理する。

附 則

この要項は、平成19年9月10日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則

この要項は、平成25年10月24日から施行し、平成25年7月18日から適用する。